

一般社団法人ONSEN・ガストロノミーツーリズム推進機構  
個人会員細則

(総則)

第1条 一般社団法人ONSEN・ガストロノミーツーリズム推進機構（以下、「当機構」とする）の一般会員のうち、個人会員に関する規程については、定款及び会員規則に定めるもののほか、本細則の定めるところによる。

(会員組織及び目的)

第2条 個人会員は、ONSEN・ガストロノミーツーリズムの応援団として当機構が形成する個人会員組織「ONSEN騎士団」に入会し、ONSEN・ガストロノミーツーリズムへの参加等を通じて温泉地の活性化を図ることを目的とする。

(個人会員の種類等)

第3条 「ONSEN騎士団」は上位より順に「ONSENグランクロワ」、「ONSENグラントフィシエ」、「ONSENコマンドゥール」、「ONSENオフィシエ」及び「ONSENシュヴァリエ」の5階層とする。

2 新規入会した個人会員は「ONSENシュヴァリエ」として入会し、活動状況に応じて、当機構の認定により上位階層に上がることができるものとする。

3 「ONSEN騎士団」の騎士団長「ONSENグランメートル」は当機構の会長が務めるものとする。

4 「ONSENグランメートル」は必要に応じて、ONSEN・ガストロノミーツーリズムの特命大使「ONSENアンバサダー」を任免することができる。

(入会)

第4条 入会を希望する者は会員規則及び当細則を承認の上、当機構が指定する方法にて入会の申込をしなければならない。ただし、次の各号に一に該当する者は入会することはできない。

- (1) 暴力団、暴力関係団体（関係者）、総会屋、社会的標榜団体、政治活動標榜団体若しくはこれに準ずるもの又は構成員等（以下、「反社会勢力」という）
- (2) 前号と実質的に同等の支配力を有すると認められる者
- (3) 当外個人会員になろうとする者の債権者若しくは株主等が反社会勢力又はその恐れのある者
- (4) 他の会員に対し、本サービスの利用を妨げるおそれのある者
- (5) 当機構若しくは他の会員の名誉を傷付け又は目的に反する行為をするおそれのある者

(会費)

第5条 入会金、年会費は無料とする。

(会員期間及び更新)

第6条 個人会員の会員期間は、第4条に定める入会の申し込みが完了した日より1年間とし、期間満了の30日前までに、退会の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(サービス内容)

第7条 個人会員は次の各号のサービス（以下「本サービス」という）を受けることができる。

- (1) 個人会員向けWEBサイト「ONSEN+」の各種機能の利用。
- (2) その他、当機構が個人会員に対して行う各種サービス

(義務)

第8条 個人会員は、次の義務を負う。

- (1) 当機構の定款、会員規則、本細則その他規約等の定めに従うこと
- (2) その他、当機構の決議及び指示に従うこと

(禁止事項)

第9条 個人会員は、個人会員資格に基づく一切の権利又は義務を、第三者に譲渡し、貸与し又は担保等に供してはならない。

(変更手続き)

第10条 個人会員は、登録した個人情報に変更が生じた場合は、当機構のお問い合わせメールアドレス (info@onsen-gastronomy.com) 宛に変更の届出をしなければならない。

(退会手続き)

第11条 会員期間の途中で退会を希望する場合は、当機構のお問い合わせメールアドレス宛に中途退会を希望する旨の届出をしなければならない。

- 2 会員期間の更新を希望しない場合は、会員期間満了日の30日前までに、当機構のお問い合わせメールアドレス宛に更新を希望しない旨の届出をしなければならない。

(登録の抹消)

第12条 会員登録後、個人会員が次の各号の一に該当した場合は、当機構は会員登録を

抹消することができるものとする。

- (1) 第4条の各号に該当する者であることが判明した場合
- (2) 入会にあたり虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (3) 当機構の再三の連絡にもかかわらず年会費を支払わない場合

(サービスの停止)

第13条 当機構は、次の各号の一に該当する場合は、事前通知及び個人会員の事前の承諾を得ることなく、本サービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとする。

- (1) 自然災害、天災地変等により本サービスの提供が困難になった場合
- (2) 当機構に対する不正なアクセス等により本サービスの提供が困難になった場合
- (3) その他、当機構が本サービスの提供が困難と判断した場合。

(個人情報の取り扱い)

第14条 個人情報の取り扱いについては、当機構のプライバシーポリシー (<https://onsen-gastronomy.com/privacy/>) に基づくものとする。

(免責事項)

第15条 当機構は、個人会員が本サービスを利用したこと又は本サービスを利用できなかったことによって当該個人会員に生じた損害に関して、一切の責任を負わないものとする。

- 2 個人会員がサービスを利用したことで生じた盗難、怪我その他の事故について、当機構の責めに帰すべき事由があるものを除き、一切の責任を負わないものとする。会員同士のトラブルについても同様とする。

(本細則の変更)

第16条 当機構は、個人会員の事前の承諾を得ることなく、本細則の内容を任意に変更できるものとする。

- 2 変更された本細則の効力は、当機構が別に定める場合を除き、変更後の本細則が当機構のウェブサイトに掲載された時より生ずるものとする。
- 3 前項の変更後、会員が本サービスを利用した場合には、当細則の変更の内容に同意したものとする。